

議案第61号

幸手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幸手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法第73条第1項の規
定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「、次」を「次」
に、「行う者」を「行う施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月1日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設
等の運営に関する基準の一部改正に伴い、利用調整に関する規定の整備その他所要
の改正をしたいので、この案を提出するものである。